

審 第 1 4 1 6 号

答 申 第 5 3 2 号

令 和 元 年 1 0 月 4 日

千葉県教育委員会教育長

澤川 和宏 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年12月6日付け教職第824号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第895号

平成29年10月19日付けで審査請求人から提起された、平成29年9月26日付け教職第590号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成29年9月26日付け教職第590号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成29年8月27日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）

なお大阪高等裁判所平成18年12月22日判決（平成18年（行コ）第26号公文書非公開決定取消請求控訴事件、同第68号同附帯控訴事件（判例タイムズNo.1254（2008.1.15）151頁）、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件）（以上被告兵庫県（教育委員会））、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件（被告神戸市（教育委員会）（法学セミナー2017/08/no751、117頁））（いずれも確定）など関連司法判断に従い、学校名、学校長名、教職員名など職務遂行情報は原則公開とすること。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「事故報告書（平成25年●月●●日

付け、●●第●●●号)」(以下「本件対象文書1」という。)、 「事故報告書(平成25年●月●日付け、●●●第●●●号)」(以下「本件対象文書2」という。)、 「事故報告書(平成25年●月●●日付け、●●第●●●号)」(以下「本件対象文書3」という。)、 「事故報告書(平成25年●月●●日付け、●●第●●●号)」(以下「本件対象文書4」という。)、 「事故報告書(平成25年●月●●日付け、●●第●●●号)」(以下「本件対象文書5」という。)及び「事故報告書(平成25年●月●●日付け、●●第●●●号)」(以下「本件対象文書6」といい、同1から同5までと併せて以下「本件各対象文書」という。)を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服とし、平成29年10月19日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、変更するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

今回一部開示を受けた公文書の一部開示範囲は、条例、関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決(平成18年行コ第26号事件、同第68号事件(判例タイムズNo. 1254(2008. 1. 15)151頁(確定))、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決(平成22年行コ第153号事件(確定))(以上被告兵庫県(教育委員会))、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決(平成28年(行ウ)第26号公文書非公開決定取消請求事件(確定)(被告神戸市(教育委員会)(法学セミナー2017/08/no751、117頁))等に照らし、違法な不開示部分を含むものである。

(1) 条例第8条第2号非該当

まず、上記諸判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他人に知られたくない

と認められる」公務員のプライバシーではないとされている。これらの判決により、プライバシー型の条例を有する兵庫県、神戸市その他多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

次に、条例第8条第2号では、「個人に関する情報（括弧内略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を「不開示情報」としているが、さらに「ただし、次に掲げる情報を除く。」として、その例外を規定している。そのハは、「当該個人が公務員等（括弧内略）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」とし、これらの情報は公開すべきものと規定する。換言すれば、公務員の職務遂行情報については、「当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、「個人に関する情報（括弧内略）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」であっても公開せねばならないはずである。

よって、体罰加害教員の氏名が公開されることはそもそも条例及び関連判決が予定しているところである。したがって、加害教員の識別可能性を理由とした学校名、教員名、校長名等の不開示は認められない。しかるに、本件決定では、これらがことごとく不開示とされている。その他学校番号、文書記号番号・施行月日、発生場所、年齢、科名、学年、事故の程度、実習名、授業名、校務分掌、市町村名、病院名、確認内容なども同等であり、その他、条例に照らして違法な不開示範囲が他にもあれば、全て開示されるべきである。体罰の態様など、個人識別に至らない情報が大量に不開示とされており、関連判決を真摯に理解した上での不開示決定とは到

底思われない。法治行政として許されないものである。

また、これらを開示すると被害児童生徒が特定されるのではないかという点について検討する。上記関連判決に照らして不開示が認められるのは被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば、「特定の個人が識別されうるもの」とはいえないし、裁判所の判断も同様である。なお、上記司法判断は、個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を取ることがを求めている。学校名や教員名を公開するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えに立つものかもしれないが、その事自体も上記関連判決で否定されている。だからこそ教員名などは公開すべきと判示されているのである。これらの点につき、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件（確定）（被告神戸市（教育委員会）（法学セミナー2017/08/n0751、117頁））参照。学校名が分かると、教員が、ひいては児童生徒の特定が可能になるとの「ドミノ理論」も司法判断で否定されている。通知書の不開示理由では、「学校名等は、個人に関する情報であって、たとえ特定の個人を識別できないとしても、開示すると、学校関係者等一定範囲の者には、当事者を特定し、通常他人に知られたくない事故の状況等の詳細を確認することができる可能性がある」と述べているが、これは上述の「一般人基準」を否定し、「特定人基準」をとるもので、上記の司法判断に明確に違背する。

また、最高裁判所はじめ各種の判決・答申においては、プライバシー型の規定を採用している地方公共団体の条例の「特定の個人を識別できる情報のうち、他人に知られたくないもの」と行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）その他の「特定の個人を識別できる情報から、ただし書イ、ロ及びハを除いたもの」等の個人識別型とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない。個人識別型の規定においても、公務員の氏名等の公開が争われた判決の例としては、「公務員の職務の遂行に関する情報は「個人に関する情報」に該当しないとされ、氏名の公開が求められた例」〔広島県条例関係〕として次のものがある。

「本件条例は、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加をより一層促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進することを目的とし、その

ために県民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに（1条）、実施機関に対し、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしつつも、県民の公文書の公開を求める権利を十分に尊重して本件条例を解釈適用する責務を負わせている（3条）。このような本件条例の目的、趣旨からすれば、本件条例が、広島県の公務員の職務の遂行に関する情報が記録された公文書について、公務員個人の社会的活動としての側面があることを理由に、非公開とすることができるとしているとは解し難い。また、国又は他の地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報についても、国又は当該地方公共団体において同様の責務を負うべき関係にあることから、上記目的を達成するため、広島県の公務員の職務の遂行に関する情報と同様に公開されてしかるべきものと取り扱うというのが本件条例の趣旨であると解される。したがって、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が本件条例9条2号にいう「個人」に当たることを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないと解するのが相当である。」（最高判平15年12月18日）

その他、最高判平15年10月24日〔岐阜県条例関係〕、最高判平15年11月21日〔新潟県条例関係〕など同様の判決が続いている。

以上より、個人識別型の条例をもつ自治体においても、プライバシー型の兵庫県や神戸市同様、体罰事故報告書においては教員名を含め公開されるべきである。実際、個人識別型の条例をもつ自治体（大阪市、岡山市、滋賀県、奈良県、岡山県、岐阜県等）のもとでも、同様の公開が行われている。

（2）条例第8条第2号後段非該当

条例第8条第2号後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。

しかし、この条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物、反省文など高度なセンシティブ情報に限られるのであるから、そのようなものを含まない本件各対象文書には適用されない。

（3）結論

以上より、本件各対象文書の部分開示範囲は、条例、関連する諸判決等に照らし、違法な不開示部分を含むものであり、本件決定は取り消されるべきである。

3 反論書の要旨

(1) 反論書の趣旨

弁明書の不開示理由は、不開示の根拠とはなりえない不当なものであり、本件決定を取り消し、変更するとの決定を求める。

(2) 弁明書の不開示理由の不当性の根拠

弁明書の不開示理由は、結局、児童生徒が特定される、教員が特定される、公務員の私事に関する情報である等と漫然と述べるのみで、関連判例を吟味した上で条例の解釈を展開するものではない。そして、その不開示部分の多くは、関連判例を前提とすれば、開示されるべきものであること、審査請求の理由で既に述べたところであるにもかかわらず、反論がなされていない、あるいは反論になっていない。よって、そもそも弁明になっていない。

三権分立、法治主義原則のもと、一定の条例解釈や法的争点について判断が示されている場合、第一に行政が従うべきは、自身の独自の条例解釈ではなく、司法判断であることは今更述べるまでもない常識のはずである。個別事故（本件では体罰事故報告書の部分開示決定）を踏まえた司法判断は、まさに体罰事故報告書という特定の文書における情報公開の法解釈が示されているものであるから、そこでの判断が優先することは明らかである。

であるから実施機関がすべき弁明は、こうした原則を踏まえた上で、関連判決の判断がなぜ本件各対象文書では適用されないのか、あるいは本件決定が関連判決の判断に従ったものであるかを、説得的に論じ示すことである。しかるにそうした弁明は基本的に存在しない。部分的に存在する場合でも、司法判断は妥当でない等とするのみであり、請求人の法的主張に対する弁明の放棄である。説明義務違反であり法治行政としてあるまじき態度というほかない。法的に反論できないことを自ら認めているに等しい。以下、簡単に関連判例に基づき反論するが、審査請求の記載と重複する部分については繰り返さない。

ア 体罰情報が児童生徒にとって条例第8条第2号後段非該当であること

「体罰の詳細」が児童生徒にとって条例第8条第2号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」だとするが、そのような司法判断は一件もない。むしろそうで

はないからこそ公開は認められている。そうではなく本段該当だとするなら、体罰事故情報は全面非公開とされるべきことになる。不当極まりない。

イ 体罰情報が公務員個人の評価等に関わる私事に関する情報ではないこと

「事故職員が体罰により事故を起こしたという情報は、公務員個人の評価等に関わる私事に関する情報である」という主張は、司法判断によって明白に否定されている。これはまた、加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を開示すると、本人が訓告等を受けたことも明らかになるので不開示とする、ということでもあるかと思われる。言うまでもなく、この点も関連司法判断で論点とされたものであり、それが明らかになることの是非は担当裁判官も十分理解した上で教員名まで開示せよと判断しているのである。

そもそも体罰事故報告書自体には懲戒処分の内容は記されておらず、別の文書において懲戒処分の内容を開示しているとすればそれは実施機関の判断なのであるから、体罰事故報告書の氏名開示それ自体がプライバシー侵害にはならないこと、よって、本件決定においてそれを理由に条例第8条第2号該当を持ち出すことが不当であることも言うまでもない。関連司法判断もそのような考えに基づいている。不開示情報はあくまで当該文書に記されているものでなければならず、そこに懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に不開示を行うのは、条例解釈の誤りであり違法である。

なお、弁明書では、あたかも本件各対象文書が、関連司法判断の対象文書と異なるものであるかのごとき主張しているが、関連判決の対象文書も、体罰事故の加害教員の懲戒処分の可否を検討する場に出されたものであり、同じ種類の文書であることは明白である。

ウ インターネットの抗弁は司法判断で排されていること

司法判断の「一般人基準」を採りえない理由として、ネット環境云々を論じているが、そのような主張も既に司法判断の場で兵庫県教委が出しており、かつ判決では一顧だにされていないものである。そもそも一般人基準か特定人基準かという論点と、ネット時代云々は別の話である。司法判断は、ネットを前提としても一般人基準をとる、ということである。そもそもインターネット検索によって

も、一般人にとっては、関係児童生徒の名簿などは入手不可であり、よって、児童生徒を特定することはできない。教員については、そもそも氏名を公開すべきなので、この論点は関連がない。

エ 他の自治体の情報公開審査会答申について

繰り返すが、採られるべき法理は、現在、司法の場でどのような判断がなされるか、という点に基づいて選ばれるべきである。既に多く存在する現在の諸判決の水準からすれば、こうした広範な一律不開示が現在の裁判所で認められないことは明らかであり、だからこそ多くの自治体が学校名や教員名の原則公開に応じているのである。また実際、プライバシー型、個人識別型のどちらの情報公開条例を持つかにかかわらず、多くの自治体の情報公開審査会は、近年、上記関連判決を踏まえ、学校名・校長名・教員名その他の公開を求める答申を出している。具体的には、大阪府（答申第227号）、奈良県（答申第190号）、京都府（答申第86号）、堺市（答申第85号）、滋賀県（答申第93号）などである。

これらの判断は、審査請求人の主張が情報公開の専門機関からも正しいと支持されていることを示しているというべきである。

(3) 結論

以上より、個人識別型の条例においても、プライバシー型の兵庫県や神戸市同様、体罰事故報告書においては教員名も含め公開されるべきである。また、個人識別型の情報公開条例をもつ自治体（大阪市、岡山市、滋賀県、奈良県）のもとでも、同様の公開が行われていることは、添付資料に示すとおりである。

よって、本件決定に関する実施機関の不開示の説明は正当なものとは言い難く、到底認められない。審査請求書に記載のとおり本件決定を取り消し、変更するとの決定を求める。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件各対象文書の特定及び内容について

(1) 本件各対象文書の特定について

実施機関は、本件請求を受け、本件各対象文書の特定し、本件決定を行った。

(2) 本件各対象文書の内容について

本件各対象文書は、県立高等学校管理規則（昭和54年千葉県教育委員会規則第1号。以下「高校管理規則」という。）第59条第2項第11号により、平成24年4月1日から平成25年3月31日までに、校長が体罰に係る事故の報告書を実施機関に提出した行政文書である。

2 本件決定の理由について

(1) 不開示部分について

本件各対象文書中、本件決定通知書における別紙2の「開示しない部分（括弧書きを除く。）」に記載された部分（以下「本件不開示部分」という。）は、条例第8条第2号に該当するため、それぞれ不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

ア 条例第8条第2号本文該当性について

(ア) 本件不開示部分のうち、氏名、年齢等は、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第8条第2号本文に該当する。

(イ) 本件不開示部分のうち前記(ア)を除く情報については、他の情報と照合することにより、事故に遭った生徒（以下「被害生徒」という。）、被害生徒の保護者及び事故を起こした職員（以下「事故職員」という。）が誰であるかを識別することができることから、条例第8条第2号本文に該当する。

なお、これらの情報は、仮に、一般の者にとっては直ちに特定の個人を識別できるものではないと判断された場合であっても、これが公にされることにより、体罰の詳細な状況という、被害生徒等にとっては知られたくない機微な情報が、事故の関係者に知られることとなる。よって、これらの情報は、公にすると個人の権利利益が害されるおそれがあることから、条例第9条第2項に規定する、条例第8条第2号の情報に含まれないものとみなす場合には該当せず、部分開示はできない。

イ 条例第8条第2号ハ該当性について

条例第8条第2号ハの対象となる情報は、公務員の職、氏名及び職務の遂行の内容に係る部分である。事故職員は公務員であるが、事故職員が体罰により事故を起こしたという情報は、公務員個人の評価等に関わる私事に関する情報である。よって、本件決定において不開示とした事故職員の氏名、年齢等は、条例第8条

第2号ハに該当しない。

なお、事故職員の氏名は事故職員を識別することができる情報であるとともに、前記ア(イ)で述べたとおり、被害生徒等を識別することができる情報でもある。

よって、被害生徒等の権利利益を害するおそれがある情報であり、仮に、条例第8条第2号ハに該当したとしても開示することはできない。

ウ 条例第8条第2号イ、ロ及びニ該当性について

本件不開示部分は、条例第8条第2号イ、ロ及びニには該当しない。

3 弁明の理由について

(1) 条例第8条第2号ハについて

審査請求人は、平成18年12月22日の大阪高等裁判所における判決等を引用して、加害教師の氏名等は原則公開であり、本件決定は違法な不開示部分を含むと主張している。

しかし、本件各対象文書は、事故の状況とともに事故職員の身分上の情報を記載するものである。このことは、高校管理規則第59条の見出しが「(職員の進退に関する意見具申等)」であり、同条第2項第11号が「身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき」と規定し、このような場合に校長は実施機関に報告する義務を課していることから明らかである。つまり、本件各対象文書の内容は公務員の評価等に関わる私事に関する情報に当たる。よって、前述したとおり事故職員の氏名、年齢等の情報は、条例第8条第2号ハに該当しない。

(2) 条例第8条第2号本文について

審査請求人は、前記(1)以外にも個人を識別するに至らない情報が大量に不開示とされており、実施機関は関連する判決を真摯に理解していない、と主張している。

しかし、これらの情報は、前述したとおり、被害生徒等を識別することができる情報であることから、不開示としたものである。

なお、審査請求人は一般人基準について主張しているが、現在、社会全般にインターネット等において情報を検索する環境が整っていることから、本件不開示部分は、他の情報と照合することにより、事故の関係者は当然のこととして、一般の者であっても十分に被害生徒等を識別することが可能であると実施機関では判断して

いる。

また、仮に、一般の者にとっては直ちに特定の個人を識別できる情報ではないと判断された場合であっても、前記2（2）ア（イ）で述べたとおり、本件不開示部分はその内容から部分開示できないものであり、本件決定に違法、不当はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書について

本件各対象文書は、高校管理規則第59条第2項第11号の規定により、平成24年4月1日から平成25年3月31日までに、校長が体罰に係る事故の報告書を実施機関に提出した行政文書であり、6件の体罰に係る事故に関してそれぞれ6件の報告書が作成されている。

上記報告書は、6件とも同一の様式で作成されており、学校番号、文書記号番号、施行年月日、学校名、校長名及び公印の印影が記載され、その下には「Ⅰ 事故の概要」との表題のもと、「1 事故の種別」欄、「2 発生日時」欄、「3 発生場所」欄、「4 事故職員」欄又は「4 当事者」欄、「5 当該生徒」欄及び「6 事故の程度」欄からなる記載部分、「Ⅱ 事故の状況」との表題のもと、「7 事故の状況及び原因」欄及び「8 現場の見取図」欄からなる記載部分、「Ⅲ 事故の処置など」との表題のもと、「9 事故の発生時の処置」欄、「10 事故発生までの学校の指導」欄、「11 校長の意見」欄、「12 今後の対策」欄及び「13 その他の参考事項」欄からなる記載部分で構成されており、欄外には担当課である教職員課が上記報告書を收受した日付が記された收受印の印影（收受印は本件対象文書1から同3まで）が記載されている。

実施機関は、別表の不開示部分欄に記載の情報を不開示としているが、そのうち、氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり条例第8条第2号に該当するとして、学校名等は、個人に関する情報であって、たとえ特定の個人を識別できないとしても、開示すると、学校関係者等一定範囲の者には、当事者を特定し、通常他人に知られたくない事故の状況等の詳細を確知すること

ができる可能性があるから、当事者の権利利益を害するおそれがあり条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

そこで、実施機関の本件決定の妥当性について、以下検討する。

2 体罰に係る事故報告書における開示・不開示の判断基準について

(1) 教員の生徒に対する体罰は、教育現場における教育指導等の過程、すなわち教員の職務の遂行の過程で発生するものである。

したがって、事故報告書中の教員が生徒に対し体罰を行ったことを示す情報、具体的には、当該教員が所属する学校名、当該教員の氏名、体罰の態様及び学校の対応等の情報は、一体として公務員である当該教員の職務の遂行に係る情報といえ、条例第8条第2号ハに該当し、原則として開示すべきである。

(2) ところで、教員が生徒に対し体罰を行った場合、その調査・報告が行われることにより、当該教員が何らかの懲戒処分を受ける可能性があることは否定できない。

そして、公務員が懲戒処分を受けたことを示す情報は、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むということができ、それ自体は公務員の職務の遂行に係る情報とはいえない（最高裁判所平成15年11月21日第二小法廷判決・民集57巻10号1600頁参照）。

しかしながら、教員が体罰を行った場合、校長が教育委員会に報告するのは高校管理規則上の義務であり、体罰に係る調査・報告が行われるのは当然であるところ、教員が体罰を行ったことを示す情報自体は、懲戒処分を受けた事実そのもの、あるいは懲戒処分の具体的内容を明らかにするものではない。

したがって、当該教員が体罰を行ったことを示す情報を直ちに懲戒処分に関する情報ということはできず、当該教員の職務遂行情報としての性質を失うことはないというべきである。

(3) 次に、当該教員が生徒に対し体罰を行ったことを示す情報は、他方で、被害生徒が体罰を受けたことを示す情報としての一面も有する。

そこで、本件各対象文書において、当該教員の職務の遂行に係る情報として認められた情報については、次のとおり判断する。

ア 被害生徒、その保護者又は公務員以外の特定の個人を識別することができる情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示とすべきである。そして、当該個人を識別することができるか否かの判断は、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、一般人が通常入手しうる関連情報と比較的容易に関連づけることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含まれると解する（上記判断基準を以下「一般人基準」という。）。

イ また、条例第8条第2号本文後段は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合には不開示とすべきことを定めている。したがって、一般人基準によって特定の個人を識別できない場合であっても、情報の性質上個人が開示を望まないことにつき正当な利益を有する場合、すなわち個人の人格と密接に関連するもの等、一般人ならば通常他人に知られたくないと認められる場合には、条例第8条第2号本文後段に該当し、不開示とすべきである。

なお、審査請求人は、条例第8条第2号本文後段が適用されるのは、個人のカルテや著作物、反省文など高度なセンシティブ情報に限られると主張するが、本県の条例の文言上このように限定した解釈をする根拠はない。

ウ さらに、不開示とされた情報それ自体では特定の個人を識別することができるものとは認められないと判断された情報であっても、これを開示することにより、本件各対象文書で既の開示されている情報と照合される結果、一体として条例第8条第2号本文に該当する情報は、不開示とすべきである。

以上の判断基準にもとづき、不開示とされた情報の条例第8条第2号該当性について、以下検討する。

3 本件対象文書1について

(1) 学校番号、文書記号番号・施行月日及び学校名について

上記情報は、本件対象文書1における体罰を行った教員（以下「教員1」という。）の職務の遂行に係る情報といえる。そして、当審査会が確認した当該学校の在籍生徒数等を考慮すると、上記情報からは本件対象文書1における当該生徒ら（以下「生徒1」という。）を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公

にすることにより、生徒1の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号ハに該当し、開示すべきである。

(2) 氏名（校長）及び公印の印影について

上記情報は、一体として本件対象文書1における校長（以下「校長1」という。）の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当するが、公務員である校長1の職務の遂行に係る情報といえる。

そして、上記（1）と同様、上記情報からは生徒1を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒1の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、同号ハに該当し、開示すべきである。

(3) 月日（收受印）及び「2 発生日時」欄中の月日について

上記情報は、生徒1が体罰を受けた月日を推測又は特定させる情報であるが、上記情報からは生徒1を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒1の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(4) 「3 発生場所」欄中の発生場所について

上記情報は、教員1の職務の遂行に係る情報といえる。そして、上記情報のうち、5文字目及び9文字目から13文字目まで（以下「本件実習室」という。）を除いた部分からは、生徒1を識別することができるものとは認められず、また、公にすることにより、生徒1の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

しかしながら、上記情報のうち、本件実習室は、当審査会が確認した本件実習室の校内配置及び実習の受講者数等を考慮すると、生徒1を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報のうち、本件実習室を除いた部分は、条例第8条第2号ハに該当し開示すべきであるが、本件実習室は、同号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(5) 「4 事故職員」欄中の氏名及び科名について

上記情報は、教員1の職務の遂行に係る情報といえる。そして、上記（1）と同

様、上記情報からは生徒1を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒1の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号ハに該当し、開示すべきである。

(6)「4 事故職員」欄中の年齢及び住所について

上記情報は、教員1の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(7)「5 当該生徒」欄中の科名について

上記情報は、当審査会が確認した当該学科の在籍生徒数等を考慮すると、生徒1を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒1の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(8)「5 当該生徒」欄中の学年・組、氏名（生徒・保護者）及び住所について

上記情報は、生徒1又はその保護者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(9)「6 事故の程度」欄中の事故の程度並びに「7 事故の状況及び原因」欄中の事故の程度及び特定個人に関する記述について

当審査会が本件対象文書1を見分したところ、上記情報には体罰の具体的な態様等やそれに至る経緯等が記載されていることが確認された。

この点、上記情報は、教員1の職務の遂行に係る情報といえ、また、生徒1の個人に関する情報であるともいえるが、それ自体では特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかしながら、上記情報には、体罰の原因となり得る生徒1が行った行動等の記載が含まれており、このような情報の性質からすると、一般人ならば通常他人に知られたくないものと認められるため、公にすることにより、生徒1の権利利益を害

するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(10) 「7 事故の状況及び原因」欄中の月日及び科名について

上記情報は、上記(3)及び(7)と同様、条例第8条第2号本文には該当せず、開示すべきである。

(11) 「7 事故の状況及び原因」欄中の実習名及び授業名について

上記情報は、教員1の職務の遂行に係る情報といえるが、当審査会が確認した当該実習及び授業の受講者数等を考慮すると、上記情報は生徒1を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(12) 「8 現場の見取図」欄中の発生場所について

上記情報のうち、A欄中の本件実習室を除いた部分は、条例第8条第2号ハに該当し開示すべきであるが、A欄中の本件実習室は、上記(4)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(13) 「9 事故発生時の処置」欄中の月日について

上記情報は、上記(3)と同様、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(14) 「9 事故発生時の処置」欄中の氏名(教頭)について

上記情報は、本件対象文書1における教頭(以下「教頭1」という。)の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当するが、公務員である教頭1の職務の遂行に係る情報といえる。

そして、上記(1)と同様、上記情報からは生徒1を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒1の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、同号ハに該当し、開示すべきである。

(15) 「13 その他の参考事項」欄中の(2)及び(4)に記載の月日について
上記情報は、上記(3)と同様、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(16) 「13 その他の参考事項」欄中の(5)に記載の月日、実習名及び特定個人に関する記述について

上記情報は、上記(11)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

4 本件対象文書2について

(1) 学校番号、文書記号番号及び学校名について

上記情報は、本件対象文書2における体罰を行った教員(以下「教員2」という。)の職務の遂行に係る情報といえる。

しかしながら、本件対象文書2においては、本件対象文書2における当該生徒ら(以下「生徒2」という。)の部活動名が既に開示されている上、当審査会が調査したところ、当該部活動の部員数は少数であることが確認されたことからすると、上記情報は、他の情報と照合することにより、生徒2を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 氏名(校長)及び公印の印影について

上記情報は、一体として本件対象文書2における校長の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記(1)と同様、生徒2を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(3) 施行月日、月日(收受印)及び「2 発生日時」欄中の月日について

上記情報は、上記3(3)と同様、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(4) 「3 発生場所」欄中の学校名及び「4 当事者」欄中の氏名について

上記情報は、教員 2 の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記（１）と同様、生徒 2 を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(5) 「4 当事者」欄中の年齢及び住所について

上記情報は、上記 3（6）と同様、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(6) 「4 当事者」欄中の校務分掌について

上記情報は、教員 2 の職務の遂行に係る情報といえる。そして、上記情報からは生徒 2 を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒 2 の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第 8 条第 2 号ハに該当し、開示すべきである。

(7) 「5 当該生徒」欄中の氏名（生徒・保護者、生徒の学年・組を含む。）及び住所について

上記情報は、上記 3（8）と同様、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(8) 「6 事故の程度」欄、「7 事故の状況及び原因」欄及び「9 事故発生時の処置」欄中の事故の程度について

上記情報は、上記 3（9）と同様、公にすることにより、生徒 2 の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第 8 条第 2 号本文後段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(9) 「7 事故の状況及び原因」欄及び「8 現場の見取図」欄中の学校名について

上記情報は、教員 2 の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記（１）と同様、生徒 2 を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

- (10) 「7 事故の状況及び原因」欄、「9 事故発生時の処置」欄、「10 事故発生までの学校の指導」欄及び「13 その他参考事項」欄中の月日について

上記情報は、上記3(3)と同様、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

- (11) 「9 事故発生時の処置」欄中の学年について

上記情報は、当該部活動副顧問が所属している学年であるが、上記情報からは生徒2を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒2の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

5 本件対象文書3について

- (1) 学校番号、文書記号番号及び学校名について

上記情報は、本件対象文書3における体罰を行った教員(以下「教員3」という。)の職務の遂行に係る情報といえる。

しかしながら、本件対象文書3においては、本件対象文書3における当該生徒ら(以下「生徒3」という。)の部活動名が既に開示されている上、当審査会が調査したところ、当該部活動の部員数は少数であることが確認されたことからすると、上記情報は、他の情報と照合することにより、生徒3を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

- (2) 氏名(校長)及び公印の印影について

上記情報は、一体として本件対象文書3における校長の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記(1)と同様、生徒3を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

- (3) 施行月日、月日(收受印)及び「2 発生日時」欄中の月日について

上記情報は、上記3（3）と同様、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(4) 「3 発生場所」欄中の市町村名及び球場名について

上記情報は、教員3の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記（1）と同様、生徒3を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(5) 「4 当事者」欄中の職名及び校務分掌について

上記情報は、教員3の職務の遂行に係る情報といえる。そして、上記情報からは生徒3を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒3の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号ハに該当し、開示すべきである。

(6) 「4 当事者」欄中の氏名について

上記情報は、教員3の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記（1）と同様、生徒3を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(7) 「4 当事者」欄中の年齢及び住所について

上記情報は、上記3（6）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(8) 「5 当該生徒」欄中の学年、氏名（生徒・保護者）及び住所について

上記情報は、上記3（8）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(9) 「6 事故の程度」欄及び「7 事故の状況及び原因」欄中の事故の程度について

上記情報は、上記3（9）と同様、公にすることにより、生徒3の権利利益を害

するおそれがあると認められる。

したがって、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(10) 「7 事故の状況及び原因」欄中の月日について

上記情報は、上記3(3)と同様、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(11) 「7 事故の状況及び原因」欄中の市町村名及び球場名について

上記情報は、教員3の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記(1)と同様、生徒3を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(12) 「9 事故発生時の処置」欄中の月日について

上記情報は、上記3(3)と同様、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(13) 「9 事故発生時の処置」欄中の病院名及び市町村名について

上記情報は、生徒3が体罰を受けた後に治療のために通院した病院名及びその所在市町村名であるが、上記情報からは生徒3を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒3の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(14) 「9 事故発生時の処置」欄中の事故の程度及び特定個人に関する記述について

上記情報は、上記3(9)と同様、公にすることにより、生徒3の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(15) 「9 事故発生時の処置」欄中の確認内容について

当審査会が本件対象文書3を見分したところ、上記情報には生徒3以外の当該野球部員(以下「他の野球部員」という。)が受けた体罰の態様等が記載されているこ

とが確認された。

この点、上記情報は、教員 3 の職務の遂行に係る情報といえ、また、他の野球部員の個人に関する情報であるともいえるが、それ自体では特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかしながら、上記情報は、上記 3 (9) と同様、公にすることにより、他の野球部員の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第 8 条第 2 号本文後段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(16) 「9 事故発生までの学校の指導」欄及び「12 その他の参考事項」欄中の月日について

上記情報は、上記 3 (3) と同様、条例第 8 条第 2 号本文に該当せず、開示すべきである。

(17) 「12 その他の参考事項」欄中の特定個人に関する記述について

当審査会が本件対象文書 3 を見分したところ、上記情報には本件体罰発覚後に当該部活動全体の活動が自粛され、その後再開されたことを示す情報が記載されていることが確認された。

この点、上記情報は、生徒 3 の個人に関する情報であるが、それ自体では特定の個人を識別することができるものとは認められない。また、このような情報の性質からすると、一般人ならば通常他人に知られたくないとは認められず、公にすることにより、生徒 3 の権利利益を害するおそれがあると認められない。

したがって、上記情報は、条例第 8 条第 2 号本文に該当せず、開示すべきである。

(18) 「12 その他の参考事項」欄中の特定校に関する記述について

当審査会が本件対象文書 3 を見分したところ、上記情報には生徒 3 の保護者の学校の対応に対する心情が記載されていることが確認された。

この点、上記情報は、生徒 3 の保護者の個人に関する情報であるが、それ自体では特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかしながら、上記情報は、生徒 3 の保護者の人格と密接に関連する情報であるといえ、このような情報の性質からすると、一般人ならば通常他人に知られたくないと認められるため、公にすることにより、生徒 3 の保護者の権利利益を害するお

それがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(19) 「12 その他の参考事項」欄中の学年について

上記情報は、生徒3の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

6 本件対象文書4について

(1) 学校番号、文書記号番号及び学校名について

上記情報は、本件対象文書4における体罰を行った教員(以下「教員4」という。)の職務の遂行に係る情報といえる。

しかしながら、本件対象文書4においては、本件対象文書4における当該生徒ら(以下「生徒4」という。)の部活動名が既に開示されている上、当審査会が調査したところ、当該部活動の部員数は少数であることが確認されたことからすると、上記情報は、他の情報と照合することにより、生徒4を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 氏名(校長)及び公印の印影について

上記情報は、一体として本件対象文書4における校長の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記(1)と同様、生徒4を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(3) 施行月日及び「2 発生日時」欄中の月日について

上記情報は、上記3(3)と同様、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(4) 「3 発生場所」欄中の市町村名、施設名及び学校名について

上記情報は、教員4の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記(1)と同様、生徒4を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(5)「4 当事者」欄中の氏名について

上記情報は、教員4の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記(1)と同様、生徒4を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(6)「4 当事者」欄中の年齢及び住所について

上記情報は、上記3(6)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(7)「4 当事者」欄中の校務分掌及び学年について

上記情報は、教員4の職務の遂行に係る情報といえる。そして、上記情報からは生徒4を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒4の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号ハに該当し、開示すべきである。

(8)「5 当該生徒」欄中の学年、組、氏名(生徒・保護者)及び住所について

上記情報は、上記3(8)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(9)「6 事故の程度」欄及び「7 事故の状況及び原因」欄中の事故の程度について

上記情報は、上記3(9)と同様、公にすることにより、生徒4の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(10) 「7 事故の状況及び原因」欄及び「9 事故発生時の処置」欄中の月日について

上記情報は、上記3(3)と同様、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(11) 「7 事故の状況及び原因」欄及び「8 現場の見取図」欄中の市町村名、施設名及び学校名について

上記情報は、教員4の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記(1)と同様、生徒4を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(12) 「9 事故発生時の処置」欄中の事故の程度及び特定個人に関する記述について

上記情報は、上記3(9)と同様、公にすることにより、生徒4の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(13) 「9 事故発生時の処置」欄中の氏名(教頭)について

上記情報は、本件対象文書4における教頭の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記(1)と同様、生徒4を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(14) 「10 事故発生までの学校の指導」欄中の月日及び指導の時期並びに「12 今後の対策」欄及び「13 その他の参考事項」欄中の月日について

上記情報は、上記3(3)と同様、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(15) 「13 その他の参考事項」欄中の特定個人に関する記述について

当審査会が本件対象文書4を見分したところ、上記情報には生徒4の体罰を受けた後の状況等が記載されていることが確認された。

この点、上記情報は、生徒4の個人に関する情報であるが、それ自体では特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかしながら、上記情報は、一般人ならば通常他人に知られたくないと認められるため、公にすることにより、生徒4の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

7 本件対象文書5について

(1) 学校番号、文書記号番号及び学校名について

上記情報は、本件対象文書5における体罰を行った教員(以下「教員5」という。)の職務の遂行に係る情報といえる。

しかしながら、本件対象文書5においては、本件対象文書5における当該生徒ら(以下「生徒5」という。)の部活動名が既に開示されている上、当審査会が調査したところ、当該部活動の部員数は少数であることが確認されたことからすると、上記情報は、他の情報と照合することにより、生徒5を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 氏名(校長)及び公印の印影について

上記情報は、一体として本件対象文書5における校長の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記(1)と同様、生徒5を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(3) 施行月日及び「2 発生日時」欄中の月日について

上記情報は、上記3(3)と同様、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(4) 「3 発生場所」欄中の都道府県名及び学校名について

上記情報は、教員5の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判

明することから、上記（１）と同様、生徒５を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(5) 「４ 当事者」欄中の氏名について

上記情報は、教員５の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記（１）と同様、生徒５を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(6) 「４ 当事者」欄中の年齢及び住所について

上記情報は、上記３（６）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(7) 「４ 当事者」欄中の校務分掌及び学年について

上記情報は、教員５の職務の遂行に係る情報といえる。そして、上記情報からは生徒５を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒５の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第８条第２号ハに該当し、開示すべきである。

(8) 「５ 当該生徒」欄中の学年、氏名（生徒・保護者）、住所及び科名について

上記情報は、上記３（８）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(9) 「６ 事故の程度」欄及び「７ 事故の状況及び原因」欄中の事故の程度について

上記情報は、上記３（９）と同様、公にすることにより、生徒５の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(10) 「７ 事故の状況及び原因」欄、「９ 事故発生時の処置」欄、「10 校長の意

見」欄及び「12 その他」欄中の月日について

上記情報は、上記3（3）と同様、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(11) 「7 事故の状況及び原因」欄中の都道府県名及び学校名

上記情報は、教員5の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記（1）と同様、生徒5を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(12) 「9 事故発生時の処置」欄中の氏名（教頭）について

上記情報は、本件対象文書5における教頭の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記（1）と同様、生徒5を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(13) 「9 事故発生時の処置」欄中の認めた内容について

当審査会が本件対象文書5を見分したところ、上記情報には生徒5以外の当該男子バレーボール部員（以下「他のバレーボール部員」という。）が受けた体罰の態様等が記載されていることが確認された。

この点、上記情報は、教員5の職務の遂行に係る情報といえ、また、他のバレーボール部員の個人に関する情報であるともいえるが、それ自体では特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかしながら、上記情報は、上記3（9）と同様、公にすることにより、他のバレーボール部員の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(14) 「9 事故発生時の処置」欄中の学年

上記情報は、生徒5の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも妥当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

8 本件対象文書6について

(1) 学校番号、文書記号番号及び学校名について

上記情報は、本件対象文書6における体罰を行った教員（以下「教員6」という。）の職務の遂行に係る情報といえる。

しかしながら、本件対象文書6においては、本件対象文書6における当該生徒ら（以下「生徒6」という。）の部活動名が既に開示されている上、当審査会が調査したところ、当該部活動の部員数は少数であることが確認されたことからすると、上記情報は、他の情報と照合することにより、生徒6を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 氏名（校長）及び公印の印影について

上記情報は、一体として本件対象文書6における校長の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記（1）と同様、生徒6を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(3) 施行月日及び「2 発生日時」欄中の月日について

上記情報は、上記3（3）と同様、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(4) 「3 発生場所」欄中の施設名について

上記情報は、教員6の職務の遂行に係る情報といえる。そして、上記情報には一般的な施設名が記載されているにすぎず、これにより学校名が判明するとは言えないことからすると、上記情報からは生徒6を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒6の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号ハに該当し、開示すべきである。

(5) 「4 当事者」欄中の氏名について

上記情報は、教員6の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記(1)と同様、生徒6を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(6) 「4 当事者」欄中の年齢及び住所について

上記情報は、上記3(6)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(7) 「4 当事者」欄中の校務分掌及び学年について

上記情報は、教員6の職務の遂行に係る情報といえる。そして、上記情報からは生徒6を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒6の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号ハに該当し、開示すべきである。

(8) 「5 当該生徒」欄中の学年、氏名(生徒・保護者)及び住所について

上記情報は、上記3(8)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(9) 「6 事故の程度」欄及び「7 事故の状況及び原因」欄中の事故の程度について

上記情報は、上記3(9)と同様、公にすることにより、生徒6の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(10) 「7 事故の状況及び原因」欄、「9 事故発生時の処置」欄、「10 事故発生までの学校の指導」欄及び「13 その他」欄中の月日について

上記情報は、上記3(3)と同様、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(11) 「8 現場の見取り図」欄中の施設名について

上記情報は、上記（４）と同様、条例第８条第２号本文に該当せず、開示すべきである。

（１２）「９ 事故発生時の処置」欄中の氏名（教頭）について

上記情報は、本件対象文書６における教頭（以下「教頭６」という。）の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記（１）と同様、生徒６を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（１３）「９ 事故発生時の処置」欄中の学年

上記情報は、当該部活動の部員から事情を確認した教員が所属する学年であるが、上記情報からは生徒６を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒６の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第８条第２号本文に該当せず、開示すべきである。

（１４）「９ 事故発生時の処置」欄中の確認内容

当審査会が本件対象文書６を見分したところ、上記情報には生徒６以外の当該男子バスケットボール部員（以下「他のバスケットボール部員」という。）が受けた体罰の態様等が記載されていることが確認された。

この点、上記情報は、教員６の職務の遂行に係る情報といえ、また、他のバスケットボール部員の個人に関する情報であるともいえるが、それ自体では特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかしながら、上記情報は、上記３（９）と同様、公にすることにより、他のバスケットボール部員の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（１５）「１３ その他」欄中の氏名（教頭）

上記情報は、教頭６の職務の遂行に係る情報といえるが、これにより学校名が判明することから、上記（１）と同様、生徒６を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

9 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

10 結論

よって、実施機関が本件決定で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月6日	諮問書の受理
平成29年12月8日	反論書の写しの受理
平成30年11月28日	審議
平成30年12月19日	審議
平成31年1月30日	審議
平成31年2月27日	審議
平成31年3月27日	審議
平成31年4月19日	審議
令和元年5月29日	審議